

### (1) 利用者支援事業【新規事業】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1
実績値(か所)	1	1	7	8	

#### 【取組状況等】

平成 28 年度までは、子育て支援総合窓口（こども課内）において利用者支援事業の基本型として、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うことで、適切なサービスに結びつけておりました。

平成 29 年 10 月から、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な支援を提供するため、本庁舎 6 階及び母子健康センター内に子育て世代包括支援センターを設立しました。当該センターでは、本庁舎 6 階において利用者支援事業の基本型及び母子保健型の機能を、母子健康センターにおいて母子保健型の機能を有しております。さらに、同月から、市内 3 か所の地域子育て支援拠点においても子育てに関する相談及び情報提供を行う事業所を設置し、それぞれ利用者支援事業の基本型の機能を有しております。

また、平成 30 年 4 月から、保育課窓口において、保育ニーズや保育の状況に応じた適切なサービスが利用できるよう相談、情報提供、助言等の支援を行う保育コンシェルジュを配置し、利用者支援事業の特定型の機能を有しております。

